

SPARC Japan セミナー2023

「即時OAに備えて:論文・データを「つかってもらう」ためのライセンス再入門」

日本のオープンアクセス政策

赤池 伸一

(内閣府 / 科学技術・学術政策研究所)

講演要旨



2023年5月に我が国で開催されたG7首脳会合及び科学技術大臣会合の共同声明において、「科学的知識並びに研究データ及び学術出版物を含む公的資金による研究成果の公平な普及による、オープン・サイエンスを推進する」こと、及び「公的資金による学術出版物及び科学データへの即時のオープンで公共的なアクセスを支援」すること等が盛り込まれている。また、統合イノベーション戦略2023(令和5年6月9日閣議決定)では、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」とされている。本講演では、これらを含む最近のオープンアクセスに関連する日本の政策動向について概説する。

赤池 伸一



科学技術・学術政策研究所上席フェロー(併)内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官。1992年科学技術庁入庁、文部科学省、在スウェーデン日本国大使館、内閣府、科学技術振興機構、一橋大学イノベーション研究センター教授等を経て、2016年より文部科学省・学術技術学術政策研究所科学技術予測センター長、2018年より現職。内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官(エビデンス・統合戦略担当)等を併任。東京大学大学院総合文化研究科修士課程修了(学術修士)、英国サセックス大学科学技術政策部門(SPRU)修士課程修了(理学修士)、東京工業大学大学院社会理工学研究科修了(学術博士)。専門は科学技術イノベーション政策の経済社会効果、ノーベル賞受賞者の分析等。

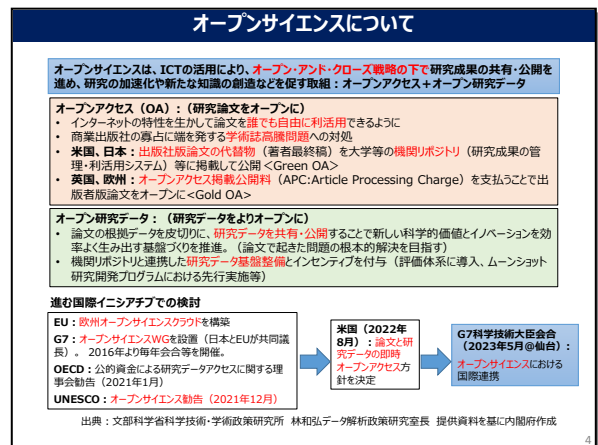
私の本属は科学技術・学術政策研究所(NISTEP)ですが、本日は主に内閣府の参事官の立場としてお話しいたします。

オープンアクセスをめぐる機運の高まり

オープンサイエンスは広い概念ですが、政策的に最も大事なものは、研究論文をオープンにするオープンアクセスと、研究データをよりオープンにするオープン研究データの話です(図1)。もちろん研究活動の自動化や市民科学、科学コミュニケーションまで含めてオープンサイエンスだという考え方もありますが、今、政策的に最も力を入れているのはこの二つです。

昨今、EU、G7、OECD、ユネスコなど、さまざまな国際イニシアチブにおいてオープンサイエンスが取

り上げられています。米国では2022年8月にオープンアクセスの方針が定められました。2023年5月のG7でも、科学技術仙台会合のコミュニケで多くの分量を割いてオープンアクセスについて書かれています



(図1)

し、首脳会合の方でも全ての政策課題の中で非常に大事なこととされています。これらは前提として既に皆さんもご存じのことと思います。

オープンアクセスのメリットとして、知識の共有と普及の促進、医療や公衆衛生の向上、社会的・経済的影響があります(図2)。特に COVID-19 を契機に研究成果の発表手段が広がっている中で、オープンアクセスの話がより盛り上がっています。

オープンアクセスに係る政策動向

日本政府においても、オープンアクセスはさまざまな重要政策文書に記載されています(図3)。

まず「経済財政運営と改革の基本方針 2023(骨太方針 2023)」です。これは役人の世界では非常に重要な文書で、ここに一言書いてもらうために皆があらゆる手段を使って事務局にアプローチをします。そのような文書にオープンサイエンスという言葉が入ったことは、かなり画期的なことで、予算措置やその施策の展開への大変な後押しとなると考えております。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」は、骨太方針とほぼ表裏の関係にある文書ですが、ここでもオープンアクセスの確保が言及されています。特に、世界的な学術プラットフォームや出版社に対する懸念を明確に示した点は、日本政府としてもかなり踏み込んだ内容になっていると思います。

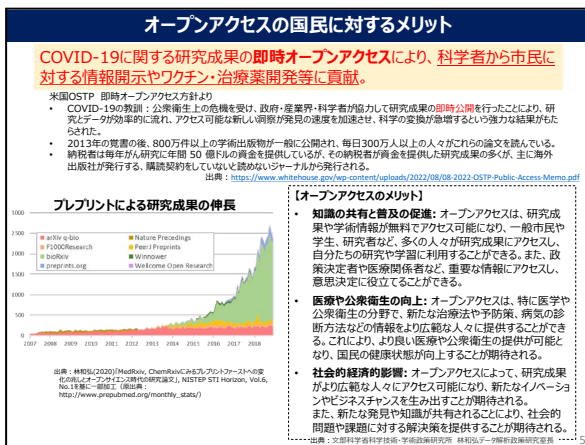
「統合イノベーション戦略 2023」では、オープン

アクセスについてかなりの分量が割かれています。

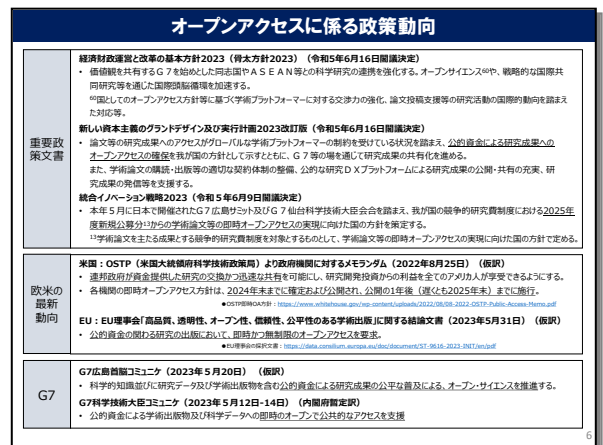
「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、研究データについて強く書かれていました。それに加えてこの戦略では、オープンアクセスについても「我が国の競争的研究費制度における 2025 年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」と書かれています。現在、方針策定に向けて、さまざまなステップを踏んでいる段階です。「2025 年度新規公募分」という文言には注が付けられ、「学術論文を主たる成果とする競争的研究制度を対象とするものとして、学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針で定める」と付言されています。

後ほど詳しく説明しますが、国にはさまざまな研究費があります。研究費というと科学研究費助成事業(科研費)のイメージを持っている方も多いと思いますが、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や生物系特定農業技術研究支援センター(BRAIN)などいろいろな組織から配分される研究費があり、規制当局による規制のためのもの、国際協力や実証・実用化に関するものもあります。ここでは、論文を対象とした政策ですので、まずは論文を主たる成果とする競争的研究費からスタートしようということで、現在、政府部内でどの競争的研究費を対象とするかを検討しているところです。

欧米の最新動向としては、米国大統領府科学技術政策局(OSTP)やEU理事会が文書を公表しています。



(図2)



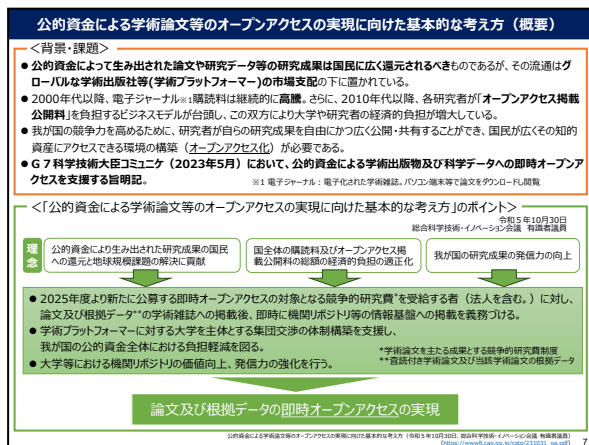
(図3)

これはどちらが卵か鶏かのような話ですが、G7 のコミュニケを受けて EU 理事会は『「高品質、透明性、オープン性、信頼性、公平性のある学術出版」に関する結論文書』を2023年5月31日に公表し、公的資金に関わる研究の出版において、即時かつ無制限のオープンアクセスを要求することを改めて明示しています。先ほど申し上げたとおり G7 広島首脳コミュニケや仙台科学技術大臣コミュニケにも、オープンアクセスについてしっかりと記載されています。

「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」について

最新の政策動向として、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」が2023年10月30日に示されました(図4)。これ自体は、まだ国としてのオープンアクセス方針ではなく、国のオープンアクセス方針に盛り込むべき事項を総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)有識者議員懇談会の有識者がまとめた有識者ペーパーという位置付けです。

この提言には幾つか重要なポイントがあります。一つ目は、理念に「公的資金により生み出された研究成果の国民への還元と地球規模課題の解決に貢献」、背景・課題に「研究成果は広く国民に還元されるべき」と書かれていることです。これまで文部科学省がオープンアクセスに対応してきたのですが、内閣府のCSTIが扱うに当たって、視点が若干変わっています。



(図4)

オープンアクセスは研究者のためだけのものではなく、さまざまなステークホルダーがいます。ここで強く言っているのは、国民の税金を使って行われた研究は、その成果を国民に還元すべきだという極めてシンプルな理屈であり、そこから出発しようということです。これは、納税者への還元ということが明確に書かれている米国のオープンアクセス方針から論理を展開しています。これは極めて大事なことだと思います。研究者が困っているから研究者を助けようということではなく、国の研究費によって引き出された研究成果は、当然国民に還元するということです。理念には「地球規模課題の解決に貢献」とも書かれていますが、納税者への還元を一番に挙げているのが一つの特徴です。

二つ目のポイントは、国全体の購読料およびオープンアクセス掲載料の総額の経済的負担の適正化です。もちろん出版社は一つのビジネスとして経済活動を行っていますので、そこにいたずらに介入しようということではありません。ここでは、サステナブルな研究を維持して国民に成果を還元するための望ましい研究システムとは何かという視点から「適正化」という言葉を使っています。APCへの転換が進み、APCの価格が高騰している一方で、購読料は下がっておらず、財政負担は非常に大きな問題となっています。出版社もわれわれの政策の大事なステークホルダーであり、出版社と研究者がどのようにしてサステナブルな関係を維持するかが重要であると考えています。

三つ目は、わが国の研究成果の発信力の向上です。ここでは、研究力の向上と発信力の向上をあえて切り分けています。研究力の向上自体は研究時間の確保や博士課程支援を他の政策を通して行っています。しかし、既にある潜在的な研究成果が表に出ていないのではないか、あるいは十分に評価されていないのかという観点から、この三つ目のポイントが挙げられています。

原文にはいろいろな内容が盛り込まれていますが、この提言の一番の柱は「2025年度より新たに公募する即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を

